

第60号議案

芦屋市市税条例等の一部を改正する条例の制定について

芦屋市市税条例等の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成23年12月5日提出

芦屋市長 山 中 健

提案理由

地方税法の一部改正に伴い、関係条文を整備するため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市市税条例等の一部を改正する条例

(芦屋市市税条例の一部改正)

第1条 芦屋市市税条例(昭和59年芦屋市条例第24号)の一部を次のように改正する。

第26条を次のように改める。

(寄附金税額控除)

第26条 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭のうち、規則で定めるものを支出した場合においては、法第314条の7第1項に規定するところにより控除すべき額(当該納税義務者が前年中に同項第1号に掲げる寄附金を支出した場合にあつては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第22条及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

- (1) 所得税法第78条第2項第2号の規定に基づき財務大臣が指定した寄附金
- (2) 所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第217条第1号に規定する独立行政法人に対する寄附金(当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)
- (3) 所得税法施行令第217条第1号の2に規定する地方独立行政法人に対する寄附金(当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)
- (4) 所得税法施行令第217条第2号に規定する法人に対する寄附金(法第314条の7第1項第2号に掲げるものを除く。当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)
- (5) 所得税法施行令第217条第3号に規定する公益社団法人及び公益財団法人(所得税法施行令の一部を改正する政令(平成20年政令第155号)附則第13条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税

- 法施行令第217条第1項第2号及び第3号に規定する民法法人を含む。)に対する寄附金(当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)
- (6) 所得税法施行令第217条第4号に規定する学校法人に対する寄附金(当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)
- (7) 所得税法施行令第217条第5号に規定する社会福祉法人に対する寄附金(法第314条の7第1項第2号に掲げるものを除く。当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)
- (8) 所得税法施行令第217条第6号に規定する更生保護法人に対する寄附金(当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)
- (9) 所得税法第78条第3項に規定する特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭
- (10) 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金(その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるものを除く。)
- 2 前項の特例控除額は、法第314条の7第2項に定めるところにより計算した金額とする。

附則第14条の4を次のように改める。

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

第14条の4 第26条の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第2項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第22条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第33条第1項、附則第34条第1項、附則第35条第1項、附則第38条第1項、附則第39条第1項又は附則第40条の2第1項の規定の適用を受けるときは、第26条第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項に定めるところにより計算した金額とする。

附則第33条第3項第2号中「、附則第14条の3の2第1項及び附則第14条の4」を「及び附則第14条の3の2第1項」に、「、第26条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第33条第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」と、同項前段」を「、第26条第1項前段」に改め、「、

同条第2項及び附則第14条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第33条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とを削る。

附則第34条第3項第2号中「，附則第14条の3の2第1項及び附則第14条の4」を「及び附則第14条の3の2第1項」に，「，第26条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第34条第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と，同項前段」を「，第26条第1項前段」に改め，「，同条第2項及び附則第14条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第34条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と」を削る。

附則第35条第3項第2号中「，附則第14条の3の2第1項及び附則第14条の4」を「及び附則第14条の3の2第1項」に，「，第26条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第35条第1項に規定する長期譲渡所得の金額」と，同項前段」を「，第26条第1項前段」に改め，「，同条第2項及び附則第14条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第35条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と」を削る。

附則第38条第5項第2号中「，附則第14条の3の2第1項及び附則第14条の4」を「及び附則第14条の3の2第1項」に，「，第26条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第38条第1項に規定する短期譲渡所得の金額」と，同項前段」を「，第26条第1項前段」に改め，「，同条第2項及び附則第14条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第38条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と」を削る。

附則第39条第2項第2号中「，附則第14条の3の2第1項及び附則第14条の4」を「及び附則第14条の3の2第1項」に，「，第26条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第39条第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と，同項前段」を「，第26条第1項前段」に改め，「，同条第2項及び附則第14条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第39条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と」を削る。

附則第40条の2第2項第2号中「，附則第14条の3の2第1項及び附則第1

4条の4」を「及び附則第14条の3の2第1項」に、「第26条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第40条の2第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、同項前段」を、「第26条第1項前段」に改め、「同条第2項及び附則第14条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第40条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と」を削る。

附則第40条の4第2項第2号中「附則第14条の3の2第1項及び附則第14条の4」を「及び附則第14条の3の2第1項」に、「第26条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第40条の4第1項に規定する条約適用利子等の額」と、同項前段」を、「第26条第1項前段」に改め、「同条第2項及び附則第14条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第40条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と」を削り、同条第5項第2号中「附則第14条の3の2第1項及び附則第14条の4」を「及び附則第14条の3の2第1項」に、「第26条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第40条の4第3項に規定する条約適用配当等の額」と、同項前段」を、「第26条第1項前段」に改め、「同条第2項及び附則第14条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第40条の4第3項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と」を削る。

(芦屋市市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 芦屋市市税条例の一部を改正する条例（平成20年芦屋市条例第24号）の一部を次のように改正する。

附則第2条第3項中「新条例第26条の規定の適用については、同条第1項第12号中「第41条の18の3」とあるのは、「第41条の18の3並びに」を「芦屋市市税条例等の一部を改正する条例（平成23年芦屋市条例第 号）による改正後の条例第26条の規定の適用については、同条第1項第10号中「特定非営利活動に関する寄附金」とあるのは、「特定非営利活動に関する寄附金及び」に、「租税特別措置法第41条の18の2第1項」を「租税特別措置法第41条の18の2第1項に規定する特定地域雇用等促進法人が行う地域再生法の一部を改正する法律（平成20年法律第36号）附則第2条の規定によりなおその効力を有するものと

される同法第2条の規定による改正前の地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第3項第3号に規定する事業に関連する寄附金」に改める。

## 附 則

### （施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

### （市民税に関する経過措置）

第2条 第1条の規定による改正後の芦屋市市税条例（以下「新条例」という。）第26条の規定は、市民税の所得割の納税義務者が平成23年1月1日以後に支出する地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金並びに新条例第26条第1項各号に掲げる寄附金又は金銭について適用する。

## 参 照 1

### 芦屋市市税条例等の一部改正要綱

#### 1 改正の趣旨

地方税法の一部改正に伴い，関係条文を整備するため，この条例を制定しようとするもの。

#### 2 改正の内容

- (1) 寄附金税額控除の適用下限額の改正（第26条及び附則第14条の4関係）  
個人市民税において，寄附金税額控除の適用下限額を2千円（現行5千円）に引き下げる。
- (2) その他所要の規定の整理

#### 3 施行期日等

- (1) 公布の日
- (2) 上記2(1)は，平成23年1月1日以後に支出する寄附金について適用する。

地方税法抜粋

(寄附金税額控除)

第314条の7 市町村は、所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額（当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の100分の30に相当する金額を超える場合には、当該100分の30に相当する金額）が2千円を超える場合には、その超える金額の100分の6に相当する金額（当該納税義務者が前年中に第1号に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額が2千円を超える場合にあつては、当該100分の6に相当する金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第314条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

(第1号から第4号まで省略)

2 前項の特例控除額は、同項の所得割の納税義務者が前年中に支出した同項第1号に掲げる寄附金の額の合計額のうち2千円を超える金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た金額の5分の3に相当する金額（当該金額が当該納税義務者の第314条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額の100分の10に相当する金額を超えるときは、当該100分の10に相当する金額）とする。

(第1号から第3号まで省略)

(第3項から第5項まで省略)